

他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可申請の概要

1. 申請者

NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」という。） 代表取締役社長 北村亮太

2. 申請年月日

令和 7 年 10 月 16 日

3. 業務の概要

(1) 業務の内容・業務を営む理由

NTT 西日本において、海底ケーブルや無線機器等、著しく高額な設備の老朽化や故障の発生等、当該設備の再構築が必要となる場合及び環境的要因により、現状ルートでの作業が困難であり、かつ代替ルートの構築が著しく高額又は困難な場合において、それに係る著しく高額な設備投資の回避等を通じ、電話サービスの低廉な料金での安定的な提供を確保するため、公募にて調達した株式会社 NTT ドコモ（以下「設備提供事業者」という。）の携帯電話に係る設備を用いた固定電話サービス（以下「ワイヤレス固定電話」という。）を提供するもの

(2) 業務の区域

	NTT 西日本
第 2 号 ¹ 要件に係る申請	11 府県 19 区域（町字数）

(3) 業務の開始時期（役務提供が可能となる日）

令和 7 年 11 月 1 日（予定）

(4) 電気通信設備の概要

- ・ 電気通信設備の概要は以下のとおり（第 2 号の各町字において共通）。
- ・ ワイヤレス固定電話からの緊急通報に対応

(5) 業務管理体制、加入者保護のために講ずる措置等

- ・ 設備提供事業者と密接に連携し、故障修理対応など、NTT 西日本が自己設備で提供する場合と同等の対応を可能とする体制を構築する。
- ・ 加入者への提供料金は、第一号基礎的電気通信役務の要件を満たす料金とする。

¹ 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第 2 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合

- ・提供条件は契約約款に定めるとともに、HPにて広く公表するものとする。
- ・新規申込受付時には個別に説明を行うほか、電波環境の確認体制、苦情相談体制を構築する。

■電気通信設備の概要

